

安倍川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1．河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

（1）流域及び河川の概要

（概要）

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域の地質、降雨量
- ・ 糸魚川 - 静岡構造線の西側に位置し、風化し易く壊れやすい地層

（流域の自然環境）

- ・ 河床や流況が不安定であることから生物相は豊かではないが、砂礫地に営巣するコアジサシやシロチドリ等
- ・ 河道内には、「舟山」や「木枯の森」と呼ばれる岩盤上に形成された常緑広葉樹の自然林があり、特徴的な景観

（災害の歴史と治水事業の沿革）

- ・ 1500年代より、駿府城や新田等を守るために霞堤を整備
- ・ 大正3年8月洪水では、至る所で越水、破堤し、濁流が市街地に流れ込み大きな被害
- ・ 昭和7年に直轄事業として着手
- ・ 昭和30年代の高度成長期には、砂利採取により河床が低下し、橋梁、護岸など構造物の被災が発生
- ・ 昭和43年に直轄管理区間の砂利採取を規制
- ・ 平成6年に県管理区間の砂利採取を規制
- ・ 近年では、低水路の河床高が高水敷高程度まで上昇し、洪水の流下の支障
- ・ 河床上昇への緊急対策として、平成12年度より河床掘削に着手
- ・ 砂防事業は昭和12年より直轄事業として着手

(河川水の利用)

- ・ 古くは駿府城の堀に水を送る「駿府用水」の水源、城下町の防火用水として利用
- ・ 現在、伏流水を水道用水、工業用水として利用
- ・ 冬季に一部区間で水枯れ状態が毎年のように発生しているが、特に被害は発生していない

(水質)

- ・ 水質は良好な状態を維持

(河川の利用)

- ・ 下流部の高水敷は、静岡市によってグラウンドや公園が整備され、静岡市民の身近な憩いの場として広く利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく
- ・ 段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築に向けて流域一体で取り組む
- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるように地域住民や関係機関と連携しながら維持管理を適切に行う

ア．災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 流出土砂が多い河川であることを踏まえ、砂防事業による土砂流出の調節と併せて、堤防の整備や強化、河道掘削等により、計画規模の洪水を安全に流下
- ・ 土砂流出に伴う低水路の河床上昇等を防止するため、低水路の掘削等を進め、低水路の適切な維持に努める

- ・ 頻発する河岸侵食等を防止するため、護岸等を整備
- (河川管理施設の管理、ソフト対策等)
- ・ 河道掘削や河床維持にあたっては、河道の安定や海岸への土砂供給の観点を考慮し、海岸事業との連携を進めて効率的に実施
 - ・ 効率的な維持管理のあり方や健全な流砂系の維持を目的とした調査、研究に取り組み、総合的な土砂管理計画を立案し、計画的な河道の掘削と適切な維持管理
 - ・ 河川管理施設の適切な管理と施設管理の高度化、効率化
 - ・ 地震防災を図るため、堤防強化等を進める
 - ・ 旧霞堤を二線堤として活用するなどにより超過洪水等に対する被害を軽減

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ これまで渇水による大きな取水障害等は発生していないが、中下流部において瀬切れ等が発生し、動植物の生息または生育環境としても必ずしも良好とはいえない
- ・ 今後、低水時の流況を悪化させないように努める
- ・ 渇水等発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供体制等の整備等を関係機関や地域住民等と連携を図る

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 河床や植生の変動性が非常に大きい急流土砂河川としての特性を踏まえ、河川環境の保全に努める

(動植物の生息地・生育地の保全)

- ・ コアジサシなどの営巣地となっている砂礫河床の保全
- ・ アユなどが生息する淵や瀬、カモ類の貴重な生息環境となっている河口部の静水面や、湧水を水源とするクリークなどの保全

(良好な景観の維持・形成)

- ・舟山、木枯の森などの特徴的な河川景観の保全

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・市民の身近な憩いとやすらぎの場や多様なレクリエーションや身近な環境教育の場として保全、活用

(水質)

- ・現状の良好な水質の保全

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・急流土砂河川である安倍川の特長も踏まえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の適正かつ多様な利用

(モニタリング)

- ・環境に関する情報を適切にモニタリングし、河川整備や維持管理に反映

2. 河川の整備の基本となるべき事項

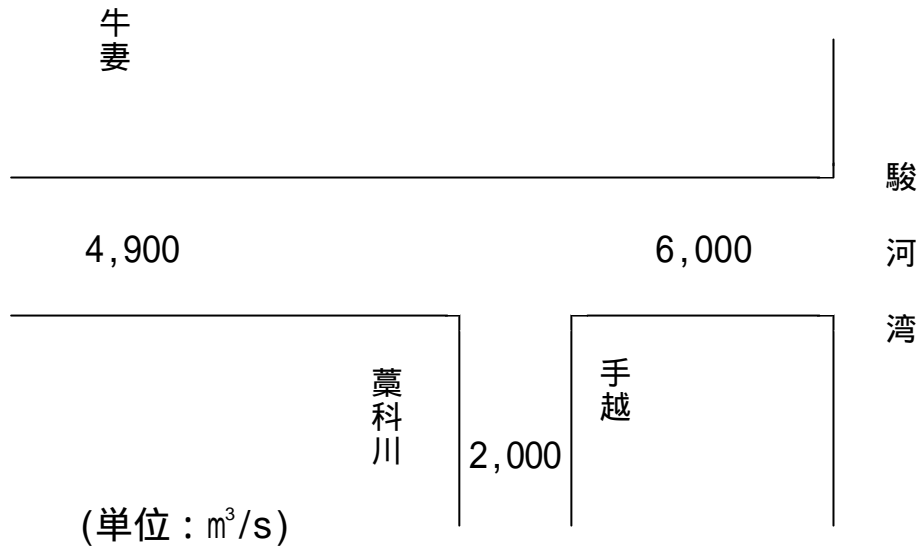
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設に よる調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 $^3(\text{m}^3/\text{s})$
安倍川	手越	6,000	0	6,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

安倍川計画高水流量図



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
安倍川	手越	4.0	19.98	500
	牛妻	17.0	103.63	370

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

- ・ 河川及び流域における諸調査を踏まえ、湊筋の変化等の河川の特徴と動植物の生息、生育に必要な流量との関係及び地下水涵養との関係等を把握したうえで決定